

高松市帳票（介護保険）作成等業務委託仕様書

第1項（概要）

高松市では、「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」に基づき、国が示す標準仕様に基づいたシステムへの移行を進めている。

本業務は、国が提示した標準仕様書による出力帳票のレイアウト等の変更に対応するため、標準標準システムへの移行後における関係帳票の印刷・加工等に係るプログラム設計・帳票等の作成を委託するものである。

第2項（業務仕様）

1 セキュリティ対策

- ①受託者は、ISMS（情報セキュリティマネジメントシステム ISO/IEC 27001（JIS Q 27001））の認証資格を取得していること。
- ②データ授受の方式は、機密性の高い情報を取り扱う点に留意して、L G W A N – A S Pとする。

2 業務内容

（1）プログラム設計等

介護保険システム標準仕様書の帳票レイアウトに基づいた関係帳票の印刷・加工等を行うために必要なプログラム設計等を行うこと。

（2）帳票等作成業務

- ①帳票の仕様は別途合意する、用紙サイズ、紙質、形状、デザイン、刷色等（以下「製品仕様書」という）とすること。なお、帳票のレイアウトを作成するにあたっては、国が定める標準仕様書に規定する帳票等のレイアウトをそのまま用いることとする。
- ②新規の作成、印字等業務が発生した場合、その対応及び価格設定については、委託者と協議のうえ決定するものとする
- ③委託者が庁内で使用する即時処理用の帳票を作成する場合は、委託者が指示する必要枚数を指定日までに納品できること。
- ④製品仕様書に定める規格の封筒等を作成できること。
- ⑤受託者は、委託者と協議の上、封入物の内容が、外からわからないような対策を講じること。
- ⑥解像度600dpi以上で作成できること。

(3) 印刷搬送業務

- ①印刷データPDF（Ver.1.4/PDF/X-4）と併せて、CSVファイル（UTF-16・NMJ明朝）を提供する。
- ②製品仕様書に定める方法（観音折り、はがき用紙の圧着等）で帳票を加工、組み合わせ封入、名寄せして封入ができること。
- ③引抜データ及び一覧表により、帳票の引抜ができること。
- ④製品仕様書に定める区分順（郵便番号、送付先区分等）で仕分けできること。
- ⑤データ印字を行った帳票については、当該印字を行った施設（工場）の敷地外に搬出せずに、封入封緘までの作業を完結し、受託者によって帳票の納入ができること。また、帳票受渡書を作成し、収受を行う者は身分証明書を持参すること。
- ⑥盗難防止装置を備えた納入用車両を使用する等、帳票の紛失、誤配送を防止する対策を講じ、セキュリティが担保された方法によること。セキュリティが担保できれば、自社便でもよい。
- ⑦帳票等の搬送業務については、特に、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。
- ⑧委託者の求めに応じて、委託者が持ち込む帳票等がある場合は、委託者、受託者協議して対応すること。

(4) 工程管理業務

- ①毎月、前月の処理結果について完了報告書を作成し、委託者に提出すること。
- ②委託者が提供する帳票作成用データは、業務終了後、コンピュータから適正に消去すること。
- ③汚損等で、帳票を廃棄する場合は、特定個人情報等の漏洩が発生しないような対策を講じること。
- ④郵便局に持ち込む納品物については、郵便物の重量、件数、金額等の一覧表を、郵便局に持ち込む前日までに報告すること。

第3項（受託実績）

過去2年の間に、国（独立行政法人及び公社を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結し、当該契約をすべて誠実に履行した実績があること。

第4項（納品物と納品予定）

この契約における納品物とその納品日は以下のとおりとする。

- ①帳票一覧の予定数量を目安とする。
- ②納品日は、委託者と受託者の協議により決定された「年間計画」に従うこととするが、当初処理

等の大量印刷を除き、受託者はデータ受領日から起算して最長6日後の正午までに納品することとする。

第5項（納品場所）

この契約における納品物の納品場所は以下のとおりとする。

・納品場所

①〒760-8571 香川県高松市番町一丁目8番15号

高松市役所 本庁1階 介護保険課

②別途合意する高松市内郵便局

第6項（構築スケジュール）

本番稼働は令和8年1月5日

本番稼働前に、OCRやコンビニバーコード等の読取テストに際し、テスト印刷は本番処理と同じ環境を使って行い、検証の結果、不合格の場合は直ちに問題点を改善し、委託者の承認を得るまで繰り返すこと。その他テストで使用する専用用紙についても実際に使用する帳票を用意すること。

詳細なテストスケジュールについては、別途指示を行うこととする。

第7項（適正な労働条件の確保）

- （1） 所定労働時間については、労働基準法に基づき、工事の施工や業務の実施に当たっては、就労の実態を踏まえ、完全週休2日制の導入や1日の労働時間を縮減する等、法定労働時間の週40時間（特例措置の適用を受ける事業にあつては、週44時間）を遵守すること。また、時間外、休日及び深夜（午後10時から翌日の午前5時まで）に、労働させた場合においては、同法に定める率の割増賃金を支払うこと。
- （2） 雇入れの日から起算して6か月間継続勤務し、全労働日の8割以上出勤した労働者に対して、最低10日の年次有給休暇を付与すること。いわゆるパートタイム労働者についても、所定労働日数に応じて年次有給休暇を付与すること。
- （3） 労働者の雇入れに当たっては、賃金、労働時間その他の労働条件を明示した書面を交付すること。
- （4） 賃金は毎月1回以上、一定の期日にその全額を直接、労働者に支払うこと。支払の遅延等の

事態が起こらないよう十分配慮すること。賃金については、最低賃金法の定めるところにより最低賃金額以上の額を支払うこと。

(5) 労働保険はもとより、労働者の福祉の増進のため健康保険及び厚生年金保険は法令に従い加入すること。なお、健康保険及び厚生年金保険の適用を受けない労働者に対しても、国民健康保険及び国民年金に加入するよう指導すること。

(6) (1)から(5)までに定めるもののほか、労働基準法、労働安全衛生法ほか労働関係法規を遵守すること。

第8項（支払条件）

完了払（適法な請求があった日から起算して30日以内）

ただし、契約締結予定日から令和7年12月31日までは、本番稼働前の準備期間とし、「プログラム設計等に係る導入経費」及び「帳票作成に係る運用経費」についての支払いは行わないものとする。

第9項（その他必要な事項）

本仕様書に明記なき事項であっても、当然必要と認められる事項については、高松市と受託者の間で協議のうえ合意し、充足するものとする。